

犯罪被害者等支援について

「半田市犯罪被害者等支援条例」を令和7年3月の半田市議会に上程します。

■目的

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

■施行日

令和7年4月1日（予定）

■基本理念

- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提として、行われなければならない。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の発生の状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等に十分配慮しつつ、適切に行われなければならない。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、地域社会において孤立することなく、また、二次被害及び再被害を受けることなく、安心して暮らすことができるように、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な措置を途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。
- 犯罪被害者等支援は、市、市民及び事業者の連携・協力により、積極的に推進されなければならない。

■制度設計

1. 条例

半田市犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めます。

2. 規則

半田市犯罪被害者等支援金支給規則を制定し、支援金の支給要件と手続きを定めます。

遺族支援金	30 万円	犯罪死亡者の第 1 順位遺族
重症病支援金	10 万円	故意の犯罪行為により重傷病を負った者
精神療養支援金	2 万 5 千円	故意の犯罪行為により精神疾患を負った者

3. 要綱

半田市犯罪被害者等日常生活支援実施要綱を制定し、日常生活支援の内容を定めます。

ホームヘルプサービス	家事、育児、介護の支援
配食サービス	食事（弁当）を居宅へ配達